

## やさしい革の木 Traveling Marche 会員規約

### 第1条（目的）

本規約は、「やさしい革の木 Traveling Marche」（以下「本プロジェクト」という）に参加するブランド会員（以下「会員」という）の権利および義務を定め、円滑な運営を図ることを目的とする。

### 第2条（定義）

- ・ブランド（会員）：やさしい革を用いてチャームを制作し、本プロジェクト事務局へ納品する者をいう。
- ・事務局：一般社団法人やさしい革（所在地：東京都墨田区東墨田 3-11-10 山口産業株式会社内）による本プロジェクト活動の運営・調整主体を指す。
- ・チャーム：やさしい革（ラセッテーなめし革）を用い、手のひらサイズ程度で制作された装飾物をいう。

### 第3条（会員資格）

1. 本プロジェクトの理念に賛同し、募集要項に定める条件を満たし、事務局が承認した者を会員とする。
2. 反社会的勢力等、事務局が不適切と判断した場合は参加を認めない。

### 第4条（会員の義務）

1. 会員はチャームを制作する場合、やさしい革を使用し、指定期日までに事務局へ納品する。
2. 会員は年会費 39,600 円（税込）を事務局が指定する口座に、年払いにて振込で納入しなければならない。
3. 会員は制作にかかる費用（資材・加工等）を自己負担する。
4. 会員は本プロジェクト趣旨に沿った PR 活動を行い、ブランドロゴ・QR コード等の使用にあたり、事務局のガイドラインを遵守する。
5. 会員は、チャームの掲出場所、掲出様態およびチャームの取り扱い（無料配布・有料販売等）について、すべて事務局の判断に従うものとする。

### 第5条（会員の権利）

会員は以下の権利を享受できる。

1. 自社ロゴや QR コードをチャームに記載し、PR ツールとしての活用
2. 「やさしい革の木 OFFICIAL PARTNER」ロゴの使用
3. やさしい革博物館における個展開催の機会
4. 事務局が指定する各種説明会・イベントへの参加

## 第6条（禁止事項）

会員は以下の行為をしてはならない。

1. 本プロジェクト趣旨に反する利用（転売、不適切な商標使用など）。
2. 他者の権利を侵害する行為。
3. 社会的信用を損なう行為。

## 第7条（情報の取り扱い）

1. 事務局および会員は、本プロジェクトの運営に関連して知り得た相手方の業務上の秘密情報を、正当な理由なく第三者に開示または漏洩してはならない。
2. 前項の定めは、次の各号に該当する情報には適用しない。
  - (1) 受領時に既に公知であった情報
  - (2) 受領後、自己の責めによらず公知となった情報
  - (3) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
3. 会員の名称、ブランドロゴ等は、本プロジェクトの広報・運営に必要な範囲で事務局が利用することができる。

## 第8条（会員資格の有効期間）

1. 会員資格は申込承認日から1年間有効とし、特段の申し出がない限り自動更新する。
2. 更新時の条件・会費等は事務局が別途定める。

## 第9条（退会・除名）

1. 会員は事務局に通知することで退会できる。
2. 会員が本規約に違反した場合、事務局は除名できる。

## 第10条（免責）

事務局は天災地変、不可抗力等によりイベント開催が中止・変更された場合、その責任を負わない。

## 第11条（規約の変更）

事務局は必要に応じて本規約を改定できる。改定後は速やかに会員に通知する。

以上